

平成25年(ワ)第46号、第220号、平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田 悦子 外1572名

被告 国・東京電力ホールディングス株式会社

準備書面(62)

(訴訟物の限定について補足)

2018(平成30)年6月28日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝



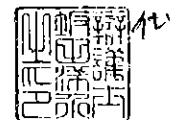
同

広田次男



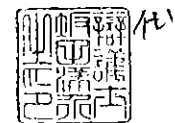
同

鈴木堯博



同

米倉勉



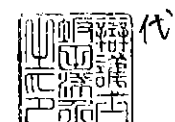
同

笹山尚人



同

渡辺淑彦



同

坂田洋介



外

本書面においては、原告ら準備書面（５５）で限定した本件訴訟の訴訟物の限定内容について、補足する。

本件訴訟の訴訟物は、①本件事故により原告らが被った精神的損害及び無形の損害であり、②原告固有の積極損害（避難実行中の家財購入費、生活費増加分、避難実費などの算定可能な財産的損害）や消極損害（就労不能損害など）、生命身体損害などを含まず、③中間指針追補（平成２３年１２月６日）及び中間指針第２次追補（平成２４年３月１６日）において、「自主的避難等対象区域」の被害者らに対する精神的損害賠償として認められている額は、本件訴訟の訴訟物の対象にしていない。

この点、上記中間指針追補においては、いわき市民１人あたりに対して、次表のと通りの被告東京電力の支払い義務を認めているところ、上記中間指針追補及び上記中間指針第２次追補を参考になされている被告東京電力と被害者らのADR和解事例の多くにおいては、上記中間指針追補にて認められている損害額（次表の「合計額」欄に記載の額）の内、精神的損害として支払われているのは、次表の中間指針追補の額の半分に相当する額及び第２次追補の額の合計額（次表の一番右側「精神的損害」の欄の額）であり、その余の額は、生活費増加分や避難に伴う移動費用に対する損害賠償として支払われている（添付資料和解事例）。

したがって、原告ら準備書面（５５）２頁において、本件訴訟の訴訟物から除いているのは、上記中間指針追補及び上記中間指針第２次追補で認められている損害額の内、次表の一番右側（「精神的損害」）の欄の額に限られるものである。

| 時期区分 | | 賠償額 | | | |
|----------------|----------|----------|---------|----------|----------|
| H23.3.11～12.31 | H24.1.1～ | 中間指針追補 | 第二次追補 | 合計 | 精神的損害 |
| 一般成人 | | ¥80,000 | × | ¥80,000 | ¥40,000 |
| 妊婦 | | ¥400,000 | ¥80,000 | ¥480,000 | ¥280,000 |
| 妊婦 | 一般成人 | ¥400,000 | × | ¥400,000 | ¥200,000 |
| 一般成人 | 妊婦 | ¥80,000 | ¥80,000 | ¥160,000 | ¥120,000 |
| 子ども | | ¥400,000 | ¥80,000 | ¥480,000 | ¥280,000 |
| 子ども | 一般成人 | ¥400,000 | × | ¥400,000 | ¥200,000 |
| × | 子ども | × | ¥80,000 | ¥80,000 | ¥80,000 |

以上

添付資料

和解事例

4通

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人らが、避難費用、就労不能損害、精神的損害等の損害賠償を求めた事例。

平成〇〇年（東）第〇号

申立人 X1外2名

被申立人 東京電力株式会社

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 自主的避難の実行によって生じた①避難費用及び帰宅費用、

②就労不能損害、③精神的損害

期 間 自 平成23年3月15日

至 平成23年5月10日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間についての和解金として、下記合計金76万7245円（この合計額には、中間指針追補第2〔損害項目〕（指針）Ⅲ記載の目安額（申立人X1及び同X2につき各金8万円、同X3につき金40万円）が含まれるものとする。）の支払義務があることを認める。

記

①避難費用及び帰宅費用 金192,670円

②就労不能損害 金294,575円

③精神的損害 金280,000円

（但し、申立人X1及び同X2につき各金4万円、同X3につき金20万円）

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

第1項に掲げる損害項目（当該期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を4通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年3月13日

（仲介委員長 吉岡桂輔、仲介委員 加藤俊子、同 本山正人）

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人が、生活費増加費用及び精神的損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記一覧表の損害項目（同表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

| | | | |
|---|--------------------------------------|-------------|----------|
| 1 | 生活費増加費用 | | 13万0350円 |
| 2 | 精神的損害 (中間指針追補(指針) I) ① ii) 記載の損害) | 本件事故発生当初の時期 | 4万0000円 |

合計 17万0350円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前条記載の損害項目及び期間にかかる和解金として、金17万0350円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（ただし、第1項に掲げる期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年5月23日

(仲介委員長 佐谷道浩、仲介委員 三輪和夫、同 二宮嘉秀)

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人（大人）が、避難所における2か月間の避難生活による精神的損害（ただし、受領済みの8万円のうち4万円と精算処理）及び避難に起因する身体的損害による精神的損害（通院慰謝料）の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（但し、下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目

| | |
|------------------|----------|
| （1）避難生活に伴う精神的損害 | 180,000円 |
| （2）身体的損害に伴う精神的損害 | 200,000円 |
| 合計 | 380,000円 |

期間

- （1） 上記（1）について
 自 平成23年4月1日
 至 平成23年5月31日
- （2） 上記（2）について
 自 平成23年3月11日
 至 平成24年6月30日

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）についての和解金として、申立人に対し金38万円の支払義務があることを認める。

3 仮払補償金の控除

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項（1）記載の損害に対する賠償金の一部として、4万円を支払済みであることを確認し、この既払い金4万円と第2項記載の和解金38万円とを精算する。

4 支払方法

（省略）

5 清算

申立人と被申立人は、第1項の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年9月27日

（仲介委員 田中千草）

本件事故当時、いわき市に居住していた申立人ら（妊婦・子供1名、その他2名）が、避難費用、精神的損害及び就労不能損害の損害賠償を求めた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（以下あわせて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 申立人X1について

(1) 損害項目

- ① 避難費用（申立人X2及び同X3の避難先の宿泊費に限る）
- ② 自主的避難等に係る精神的損害

(2) 期間

ア 上記①について

自 平成23年3月11日
至 平成23年12月末日

イ 上記②について

本件事故発生当初の時期

2 申立人X2について

(1) 損害項目

- ① 就労不能損害
- ② 自主的避難等に係る精神的損害

(2) 期間

ア 上記①について

自 平成23年3月11日
至 平成23年8月末日

イ 上記②について

本件事故発生当初の時期

3 申立人X3について

(1) 損害項目

自主的避難等に係る精神的損害

(2) 期間

自 平成23年3月11日
至 平成23年12月末日

第2 和解の金額

1 申立人X1について

被申立人は、申立人X1に対し、前項の1(1)に掲げる損害項目(同項の1(2)所定の期間に限る。)に対する和解金として、合計64万3470円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- | | |
|------------------|----------|
| ① 避難費用(宿泊費) | 60万3470円 |
| ② 自主的避難等に係る精神的損害 | 4万円 |

2 申立人X2について

被申立人は、申立人X2に対し、前項の2(1)に掲げる損害項目(同項の2(2)所定の期間に限る。)に対する和解金として、合計58万円の支払義務があることを認める。

(内訳)

- | | |
|------------------|------|
| ① 就労不能損害 | 54万円 |
| ② 自主的避難等に係る精神的損害 | 4万円 |

3 申立人X3について

被申立人は、申立人X3に対し、前項の3(1)に掲げる損害項目(同項の3(2)所定の期間に限る。)に対する和解金として、20万円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

被申立人は、申立人らに対し、前項の1乃至3記載の和解金総額142万3470円から既払金76万円を控除した残額である66万3470円を(省略)支払う。(省略)。

第4 清算条項

1 申立人X1について

申立人X1及び被申立人は、第1項の1(1)①の損害項目(同項の1(2)所定の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、申立人X1と被申立人の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

2 申立人X2について

申立人X2及び被申立人は、第1項の2(1)①の損害項目(同項の2(2)所定の期間に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、申立人X2と被申立人の間には何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するために、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名捺印又は記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を原子

力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年11月5日

(仲介委員長 桑野雄一郎、仲介委員 松本佐弥香)